

答申第47号

(諮問第63号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成21年6月12日付けで行った公文書非公開決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公文書の公開請求

異議申立人は、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、平成21年4月21日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

『大分県議会で承認された不正経理に対する返還金処理問題で、会計検査院が作成した不正経理の指摘箇所等を示す資料の開示を求める。

- ① 業者に発注した印刷物等の納入が、次年度にまたがったにも係わらず、年度内納入を装った計19件、約350万円分の会計検査院の資料。
- ② 臨時職員の賃金に別の費目の補助金を流用した3件、15万円分の会計検査院の資料。』

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について下記①から⑦までの公文書を特定した上で、①から④までの公文書については公開決定を、⑤から⑦までの公文書（以下「本件対象公文書」という。）については、条例第7条第1号又は第2号イ並びに同条第4号及び第5号に該当することを理由に非公開決定を行い、それぞれ平成21年6月12日付けで異議申立人に通知した。

- ① 「参考資料」都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理等の状況について（平成20年11月4日会計検査院第5局特別検査課）
- ② 記者発表「特定検査状況」
- ③ 記者発表「補助・国交省分」
- ④ 記者発表「補助・農水省分」
- ⑤ 「大分県ファイル（平成20年10月15日受領）」
- ⑥ 「大分県ファイル（平成20年7月16日受領）」
- ⑦ 「大分県ファイル（平成20年7月17日受領）」

3 異議申立て

異議申立人は、上記の非公開決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成21年6月23日付けで、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

非公開決定処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

憲法第98条には、「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と、憲法第99条には、「(略) 公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と記されている。更に、憲法第92条には、『地方自治の基本原則』が記され、それに基づき地方自治法が制定され、同法第2条第16項には、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない」と明記されている。

会計検査院から指摘された不正行為は、補助金適正化法違反にあたるとともに、刑法（公文書偽造、同行使）にも違反し、このことは、地方自治法違反に該当し、上位法の憲法に反する行為である。

条例の運用は、『法律の順守』が基本にあつてのみ正当化できるものであり、大分県が条例を行使する権利は、違法行為発覚において消滅したと考えるのが妥当であり、自らの不始末を隠ぺいするための本件非公開決定は不当である。

第4 実施機関の主張の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

1 本件対象公文書の内容について

本件対象公文書は、会計検査院が行った20検査年次の検査過程において、検査報告として取りまとめるに際し、实地検査の結果等を整理した上で、その内容を確認するために本県に送付されてきた資料である。すなわち、会計検査院が本県において実施した实地検査の結果、不適切な会計処理があったと指摘した事実について、会計検査院において、把握した個々の会計処理内容を検査の目的及び検査上の関心に則して整理した一覧表である。

2 本件対象公文書の非公開情報該当性判断について

(1) 条例第7条第5号該当性について

本件対象公文書は、20検査年次に本県に対して行われた補助事業に係る実地検査の結果等について、会計検査院が、一定の検査の目的及び検査上の関心に即して一覧表として整理し、本県に対して確認のために送付したものである。

これらの文書からは本県に対して行われた、20検査年次における検査を実施する上での重点事項、着眼点及び関心並びに本件実地検査の具体的な検査内容、検査手順、検査手法等といった、会計検査院の検査上のノウハウが読み取れることとなる。強制捜査の権限を背景としていない会計検査院の検査にとっては、これら検査上のノウハウはきわめて重要であり、また長年の検査過程によって蓄積されてきた特別なものであり、仮にこれらが外部に漏れることになると、将来同種又は類似の会計検査を受ける受検機関等があらかじめ具体的な検査手法等を知り得ることとなり、ひいては会計検査院の指摘を逃れようとする者に「どのような書類を、どれぐらいの範囲で、つじつま合わせを行えばよいか」などと考える糸口を与えることになる。

すなわち、本件対象公文書が公開されると、将来同種又は類似の検査を受ける受検機関等があらかじめ検査上のノウハウを知り得ることになり、受検機関等により会計検査院の検査に必要な情報・資料の収集活動が阻害・妨害され、又は知り得た検査情報を使い周到な隠蔽作業が施される事態を招き、結果として厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるのである。

したがって、本件対象公文書は、「国の機関である会計検査院が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、会計検査に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」及び「検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められるため、条例第7条第5号柱書き及びイに掲げる非公開情報に該当する。

(2) 条例第7条第4号該当性について

会計検査院の検査過程では、本件のように会計検査院と受検機関等の間で、検査結果等の確認のために意見交換等が行われている。本件において、この意見交換等の内容が外部に公開されるとなると、会計検査院が将来類似の検査を行おうとする場合に、受検機関側はその意見交換や議論の内容が後日外部に公開される可能性を考慮することとなり、検査結果等の確認のための意見交換等においても、会計検査院は受検機関等より検査への理解や協力が得られなくなるおそれなどがある。

したがって、本件対象公文書は、「県の機関と国の機関である会計検査院との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、

率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」などがあると認められるため、条例第7条第4号に掲げる非公開情報に該当する。

(3) 条例第7条第1号又は第2号該当性について

さらに、本件対象公文書の一部には、特定の個人への支出に係る情報又は法人の名称がそれぞれ記録されている。

したがって、これらの情報は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」であり、また「法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と認められるため、条例第7条第1号又は同条第2号イに掲げる非公開情報に該当するものである。

第5 審査会の判断

審査会は、本件対象公文書を見分し、異議申立人及び実施機関双方並びに会計検査院から提出された書類を踏まえて審議した結果、次のとおり判断した。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、会計検査院が、平成20検査年次の検査過程において、本県に対して行った実地検査の結果等を踏まえて作成した資料で、会計検査院から本県に対し確認のために送付されたものである。

2 非公開情報該当性について

(1) 条例第7条第5号

本号は、県又は国等の機関の事務事業の適正な遂行を確保するため、公開することにより、当該事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる情報については、非公開とすることを定めたものである。また、監査や検査などの事務事業において、それが反復・継続して実施される場合には、当該事務事業のみならず、将来の同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報についても、本号に該当する情報として非公開とする趣旨である。

そして、同号イは、「支障を及ぼすおそれ」として、「監査、検査、(略)に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」を例示的に掲げている。

(2) 条例第7条第5号該当性の判断

本件対象公文書は、会計検査院が実施した実地検査の結果等に関する情報が検査の目的及び一定の検査上の関心に即して一覧表として整理されたものであ

り、本件対象公文書からは、本県に対して行われた実地検査に関して、具体的な検査の着眼点、検査事項、検査の内容等といった、会計検査院の検査手法、検査上のノウハウ等を読み取ることが可能である。

これらの情報が公開されると、会計検査院が将来同種の検査を実施する場合に、受検機関等があらかじめこれらの検査手法、検査上のノウハウ等を知り得ることになり、周到な実地検査対策を施したり、さらには書類の改ざん等の隠ぺい工作を図ることが容易になるなど、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件対象公文書に記録された情報は、公開することにより、国の機関である会計検査院の「検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められるため、条例第7条第5号イに掲げる非公開情報に該当する。

(3) まとめ

以上のことから、実施機関の主張している他の理由について検討するまでもなく、本件対象公文書については、条例第7条第5号イに該当し、非公開が妥当であると認められる。

なお、異議申立人は前記第3のとおり主張するが、本件異議申立てにおいて問題となるのは、本件対象公文書の公開の可否、すなわち本件対象公文書を公開することによる会計検査院の検査事務に支障を及ぼすおそれの有無であり、異議申立人の主張は上記の判断に影響を与えるものではない。

3 結論

以上のとおり、実施機関が本件対象公文書を非公開としたことは妥当である。よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 7月13日	諮 問
平成21年 7月29日	事案審議 (平成21年度第3回審査会)
平成21年12月25日	事案審議 (平成21年度第8回審査会)
平成22年 1月27日	事案審議 (平成21年度第9回審査会)
平成22年 2月24日	答申決定 (平成21年度第10回審査会)

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
原 口 祥 彦	弁護士	会長
宇 野 稔	大分大学経済学部教授	会長代行
武 田 寛	大分県商工会議所連合会専務理事	
森 哲 也	大分合同新聞社特別顧問	
矢野目 真 弓	大分県地域婦人団体連合会会長	